# (仮称) 東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例 骨子(案)に関するパブリックコメントについての区の考え方

意見提出数 10名(ファクシミリ7名、ホームページ2名、郵送1名)

意見総数 43件

### 1 用語の定義と適用の範囲

No	意見 (要旨)	件数	区の考え方
1	ワンルームマンションの定義は、40	1件	ワンルーム形式住戸の定義として、住生活
	m <sup>*</sup> 未満にして欲しい。		基本計画が定める単身の誘導居住面積水
2	過度の規制は、区の人口減少を引き起	1件	準の都市居住型(都心とその周辺での共同
	こし、町の活性化を阻害することにな		住宅居住を想定) で示された40平方メー
	るのではないか。ワンルームマンショ		トルが、最も適当な数字であると考えてい
	ンは、20㎡以上くらいで。		ます。
3	ファミリー層定住化の狙いは理解で	1件	
	きるが、賃貸の場合、価格的にも30		
	㎡以上前後の需要供給となる。40㎡		
	以上では、所得のバランス上、無理。		
	小規模家主にとって、ワンルームの定		
	義が40㎡以上への引き上げは、とん		
	でもない話である。		
4	対象の集合住宅が3階以上、15戸以	1件	「地階を除く階数が3以上で、かつ住戸数
	上という設定は良いが 加えて、50		が15戸以上の共同住宅の用途に供する
	戸、100戸、200戸、300戸以		建築物」を条例の対象としたうえで、多目
	上というように大きくなれば地元に		的室の設置面積、管理の方法については、
	与える新たな問題も多く出てくるの		戸数に応じて強化します。
	で段階的設定が必要である。		
5	分譲と賃貸は、同一条件と言えないは	1件	区分所有者が所有住戸を賃貸するケース
	ず。		もあり、分譲と賃貸の明確な区分は難し
			く、分譲・賃貸にかかわらず、一定の基準
			を満たした建築物の建築及び管理に基準
			を設けます。
6	ワンルームを制限する一方、ルームシ	1件	グループホームは、高齢者や障害者等が共
	ェアやグループホームは制限しない		同して生活することにより自立を図るた
	ことについて説明を。		めの施設であり、条例の対象外とします。
			なお、ルームシェアは、居住後の利用形態
			の一つです。

# 2 建築計画の周知等

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
7	近隣居住者と近隣関係住民が分けて	1 件	近隣関係住民のうち、中高層建築物による
	あるが、近隣への説明の対象者に近隣		影響がより大きい近隣居住者は、申し出が
	関係住民が入らないのはおかしい。		無くとも建築主から説明するよう、自発的
	また近隣居住者としての対象範囲が		な対応を義務付けたものです。「中高層建
	狭すぎるのと、高さ規定のみでは不十		築物の紛争の予防と調整に関する条例」で
	分である。規模そのものを対象(低層		は、自発的な説明は、求めていません。今
	で大規模なものは?) とすべきであ		回の骨子案では、この部分を強化していま
	る。		す。
			また規模による取扱は、「中高層建築物の
			紛争の予防と調整に関する条例」では、近
			隣に与える影響が大きい高さ原則10メ
			ートルを超える建築物を対象とし、あわせ
			て延べ面積によって、標識設置期間を設定
			しています。
8	公共的施設、寺神社、商店街の近くの	1件	不特定多数の方が利用する建築物の場合、
	建設は、近隣居住者だけでなく、広い		その所有者は近隣関係住民に該当します
	意味の利用者に対して、多様な日時で		が、その利用者は該当しません。近隣関係
	の説明が必要。		住民である所有者等が、利用者のご意見を
	説明会等で事前に指摘されていた問		ふまえ、事業者に対して要望していくこと
	題点が起きた場合、直ちに対策が取ら		が、適当だと考えます。
	れ解決される制度が必要。		
9	建築主及び所有者の責務に関して、工	1件	建築主と近隣関係住民との間で、双方合意
	事協定、一般協定を締結するよう努め		のもと、協定を締結しておくことは、トラ
	てもらうとあるが、100戸以上の大		ブル防止の点から望ましいことですが、双
	規模な計画に関しては義務づけると		方合意に至らない場合は締結できないた
	ともに、その定義を明確にすべきであ		め、努力義務とします。
	る。また締結を検討し易くする為にも		工事協定書は、「北区中高層建築物紛争予
	工事協定、一般協定の原案を区が作っ		防条例のてびき」に掲載しています。一般
	ておくべきである。		協定書は、ご意見をふまえ、今後、参考に
			なる資料をお示ししていきます。
1 0	建築計画書の閲覧制度を設けて欲し	1件	建築計画書は、随時閲覧に供する予定で
	ν۰̈ο		す。ただし、添付図面は、個人情報保護の
			面から非公開とします。

## 3 建築に関する基準

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
1 1	18㎡の最低居住面積の維持・存続。	1件	最低居住面積は、住生活基本計画が定める
	高齢者及び障害者のためにも、価格面	- 11	単身の最低居住面積水準である25平方
	などから面積拡大は、状況にそぐわな		メートルを基本に、個人建築主に対する配
	lv.		慮を考えていきます。
1 2	自転車駐輪施設の設置のみならず、自	1件	駐車場は、引き続き居住環境整備指導要綱
	  動車においてもある基準の設置義務		に基づき、指導していきます。
	を設けるべきである。		
1 3	バイク、自転車の置き場について、十	1件	居住環境整備指導要綱では、1戸あたり1
	分な確保をすべき。		台以上の駐輪施設設置を求めています。こ
			れを強化し、家族向け住戸については、1
			戸につき 1.5 台を乗じた台数の設置を義
			務付けます。
			バイクは、違法駐車の無いよう、建築主及
			び所有者等に求めていきます。
1 4	多目的室の設置 (50戸以上) に関し	1件	多目的室は、マンション敷地内の施設であ
	て、その建物居住者の交流の場として		り、条例で一律に規定するのは、ふさわし
	意味あるものだが、それだけでは不十		くないと考えます。
	分であり、地域でも利用できる形式に		なお、条例では、町会、自治会への加入等
	すべきである。管理の問題をクリアし		に関する協力を求めることで、地域コミュ
	ながら交流の場を広げて地域コミュ		ニティ促進を図っていきます。
	ニティからの分離を防ぐと同時に交		
	流の輪を広げるような場、機会を当初		
	より、設計者、建設者に検討させるべ		
	きである。		
1 5	ゴミ置き場とともに宅急便、引っ越し	1件	居住者の駐車施設のほかに設置を求める
	の車の駐車場所の設定を求めるべき		ことは、建築主側の負担も大きく、条例で
	である。		一律に規定することは、難しいと考えま
	Attended to the second of the	- A-1	j.
1 6	管理人室は、給湯、トイレ、休憩室が	1件	巡回や駐在など、多様な管理形態があるこ
	あるのが望ましい。		とから、設備の具体的な例示は、行いませ
		- hi	ん。 かか。
1 7	工事完了後の建築主や各戸所有者に	1件	一般的に、工事完了後の変更やリノベーシ
	よる変更や建物のリノベーションに		ョンは、近隣への影響が少ないことから対
	対する規制規則も必要。	a hi	象外とします。
1 8	緑化計画を盛り込んでもらう。また屋	1件	緑化に関する規定は、努力義務として盛り
	上緑化、壁面緑化などを強く促す内容		込みます。

にする。			
------	--	--	--

# 4 管理に関する基準

No	目 垤に関り ② 葢 垤 意見(要旨)	件数	区の考え方
1 9	管理規約の公開と100戸以上の計	1件	管理規約の公開や地元の意見を聞くこと
1 3	直	177	を条例で一律に規定することは、ふさわし
	画においては自生成的で成に地元の    意見も聴くように指導する。例えば、		くないと考えます。
			くないと考えます。
	公園に面した住宅居住者からイベン		
	ト時の騒音などクレームが発生する		
	懸念がある場合、事前に入居者に知ら		
	せて理解を得てもらうことを計画者		
	に義務づける。		
2 0	管理人の駐在時間は規模とともにも	1件	管理形態は、多様化しており、条例で一律
	っと厳しく設定すべきであり、少なく		に定めず、清掃、ゴミ出し、緊急時の対応
	とも分譲、賃貸を問わず100戸以上		等、基本的な管理に支障が無い体制で管理
	の時は24時間の駐在を義務づける		するよう指導することを考えています。
	べきである。		
2 1	管理人について、ごみ集積車がくる時	1件	
	間だけの駐在では、困ります。		
	ワンルームマンションは、夜間の駐在		
	も必要だと思う。		
	夜中、早朝の騒音については、どうし		
	たらよいか。		
2 2	ワンルームマンションであっても、そ	1件	地域コミュニティの形成の促進を図るた
	の地域の住民の一員として参加して		め、入居者に町会、自治会への加入等に関
	欲しい。地域コミュニティについて、		する協力に努めるものとしました。
	骨子案に賛成する。		
2 3	新築マンションの自治会加入等につ	1件	
	いての考察		
	   新法人・新住民に対する自治会参加、		
	   不参加についての議論と問題点(祭礼		
	への参加も含めた考察)		
	1.ポイント		
	   (1)新住民は西部自治会に所属する		
	のかしないのか。(自治会規約上4		
	   丁目 51 番は自治会の範疇である)		
	・自治会としての管理スパンの広		

がりは困難さが増すが、防災、防 犯上自治会加入のほうがメリッ トはある。

・既存組織に組み込むことにより、住民を抵抗無く受け入れられる。(転校生の受け入れのようなもの)

#### (2) 自治会に所属しない場合

西部自治会に加入しないという ことで、独自で運営することになれ ば西部自治会が特に口を挟むこと ではないだろう。ただ、独自の管理 組合ができるとしても、隣接自治会 として協力していかなければなら ない点も多く発生する。管理組合が でき、デベロッパー側から申し出が あれば、西部自治会からだけでな く、まちづくり協議会からも申し入 れ事項を管理規約の中に挿入して もらう必要がある。自治会加入が無 いとしても、以下記載のように居住 者である以上、自治会で持っている 防犯灯の管理などもあり、その加担 を自治会費として徴収することは 可能であるし (管理費上乗せ徴収)、 住民安全管理のため、既存の自治会 で管理していることを伝えれば納 得性がいくものである。これは社会 福祉法人晴山会に対しても同じこ とである

#### (3) 自治会に所属する場合

逆に所属する場合は当然自治会 費の徴収を行う必要があるが、これ は同様に上乗せ徴収ということで 各戸管理費の中に抱き合わせで徴 収する必要がある。ここに居住する 以上、居住者の安全管理のため自治 会運営費の一部負担は、自治会に加入、不加入の別なく当然と考える。 但し他の住民は自治会参加不参加 を強制していない。不公平感がおき る。

- (4) このためたとえば金額は一律 70%掛けとして、各個人が入るのではなく、約270世帯を一法人として、管理組合全体として加入する形式をとるほうが理想的。各個人が自治会活動に積極的に働きかけてくるかどうかは任せるもの。但し、窓口として管理組合代表者は、自治会と連携する必要がある。費用の使い道については開示されているものなので、質問には疑義無く返答できるだけの運営は行われている。
- (5) 祭礼費であるがこれは強制できるものではない。上記 70%掛けのうち20%を祭礼費として納入する方法は可能かもしれないが、自治会と祭礼費用の会計は分別管理であるため馴染まないかもしれない。
- (6)住宅棟においては祭礼時の通常 既存住民の集金と同じように行う べきであろう。子供のいるご家庭は 子供たちのために祭礼運営費とし て募金してくれることを願う。その 時に自治会にはいっていないとい うことで拒否される場合、祭礼と自 治会は分別されていることを説得。 (自治会加入未加入に関係なく誰

でも参加できること) ただし強制で 無い旨の説明は必要。

(7) これは実際に行うのは困難かも

	しれないが、祭礼費納入者に対して は、ピンクのリボンなどを事前に渡		
	して、これを身につけて祭礼に参加		
	してもらうのを徹底するのも一つ		
	の方策かもしれない。すでに行われ		
	ているが、徹底困難の理由は、リボ		
	ンが無い子供にはお菓子を上げな		
	い、と徹底できないところにある。		
	(8) 神輿の半纏については、住宅棟 完成時、入居者宛に半纏購入の回覧 を行い、購入者を募る必要がある。 そのときは当然既存自治会内にも 回覧はするもの。		
2 4	災害緊急時の相互の助け合いの必要	1件	防災に関しては、引き続き居住環境整備指
	性を明確にし、地域全体の防災力を高		導要綱に基づき、防災施設の設置を求めて
	めるようにする。地域の特性を踏ま		いきます。
	え、具体的に指導できるように盛り込		防犯に関しては、生活安全条例に基づき、
	んでおく。		犯罪の防止に配慮した構造及び設備の設
2 5	防災倉庫の確保、消防ポンプ、ジャッ	1件	置に関し、警察署と協議するよう、指導し
	キ、バールなどドアを開閉するための		ています。
	防災道具を戸数に応じて用意するよ		なお、防災備品の確保を条例で一律に義務
	うに義務化する。		化することは、困難と考えます。
2 6	防火・防災、防犯に関して消防、警察	1件	
	に任せるばかりでなく、行政として中		
	の居住者のことばかりでなく、周辺地		
	域のことも配慮するように指導でき		
0.7	るようにする。	1 /4-	見細形中地反由の連絡場の連絡サップ目知
2 7	美観への配慮について。バルコニーな どの洗濯物、布団干しなどは外部から	1件	景観形成地区内の建築物の建築及び景観形成地区以外の一定規模以上の建築物の
	との洗准物、和団干しなどは外部から 見えないように配慮するように義務		形成地区以外の一足規模以上の建築物の 建築を行う場合に、景観づくり条例に基づ
	元 ないように 配慮 するように 義務 づける。 まちにとけ込む 外観、 色調を		き、事前届出を求めています。区ではガイ
	指導できるように条例に盛り込んで		ドラインと照らし合わせて、必要な場合
	おくべき。		は、要望や助言・指導等を行っていきます。
2 8	戸建て住宅のように、集合住宅全戸の	1件	プライバシーや個人情報保護の面から、条
	居住者の表札を道路に面して出し、ま	• •	例で個人名表示を義務付けることは、難し
	た所有者が別の場合は管理人に問い		いと考えています。

住民が通行人を知っているようにす		
ることが、円滑な近隣関係の第一歩と		
なる。		

# 5 少子高齢化社会への対応

No	意見 (要旨)	件数	区の考え方
2 9	バリアフリーに対応するマンション	1件	条例の趣旨が、実際に活かされるよう、取
	であって欲しい。骨子案に賛成です。		り組みます。
3 0	バリアフリーへの配慮に関しては高	1件	高齢者、障害者等が高層階に居住すること
	齢者、障害者等に低層階への居住を進		を制限するものでなく、低層階に居住する
	めているが、安全への配慮である旨の		ことが望ましいという考え方を示したも
	説明をするに留め、決定権は居住者に		のです。
	あるのではないか?		

## 6 報告及び勧告等

No	意見 (要旨)	件数	区の考え方
3 1	立入調査を行った区職員の公表と見	1件	立入調査は、複数の職員で調査すること
	落とし・見逃し防止策の規定が必要。		で、徹底した調査を行うよう努めます。
			組織としての責任のもと調査を行います
			ので、個々の氏名の公表は、行いません。
3 2	条例を守らせるためには、強い強制力	2件	条例に適合していない場合に、区長が要
	が必要。実効力のあるものにしてほし		請、勧告、事実公表ができることとし、条
	V,		例が遵守されるよう取り組みます。
3 3	違反したときの罰則、守られたときの	1件	事業者に対し協力要請を行うという性格
	ご褒美も検討するべきである。		の要綱と異なり、条例については、遵守し
			て当然という考え方から、いわゆる褒賞制
			度を設けることは、なじまないと考えま
			す。

# 7 条例全般について

No	意見 (要旨)	件数	区の考え方
3 4	条例に反対する	1件	さまざまなご意見をふまえ、反映できる部
			分は反映することで、ご理解いただけるよ
3 5	特に意見無し	2件	う努力してまいります。
	行政の感覚と民意とのズレがあるの	1件	区議会や住民の皆さま等からの規制を強

3 6	では。少数意見に戸惑わされている感		化すべきとのご意見を受けて、条例化を検
3.0	では。少数息光に戸念わされている窓   がある。		
	( 1, 4) ( 3 °		討しています。
			さまざまなご意見をふまえて、条例案を区
0.7	タ かりょうし アルマル - 人よ 7 沙 - 体のよう	٠ / ډلم	議会に提案できるよう努めます。
3 7	条例には、反対です。今ある法律も守	1件	紛争の防止とファミリー層の定住化を図
	られていないのに新たな条例は必要		るため、条例制定は、喫緊の課題ととらえ
	ない。ファミリー層の定住化を考える		ています。
	なら、4m道路未満に接する住宅建替		4m未満の道路のセットバックは、今後も
	え等のセットバックなどを厳守させ		建築物の建て替え時に整備していきます。 
	るべき。消防車も通れない道をどうす 		
	るのか。		
3 8	高齢者や子どものいる家庭にとって	1件	高層階に居住することに伴う心身への影
	どのような住環境が良好であるか、提		響は、さまざまな考え方や研究報告がある
	示すべき。「子どものいる家庭は、上		ようです。現時点では、不明な点も多く、
	階層に住まないように指導している		一般論として確立されていない状況から、
	イギリス広報を否定するなら、その具		この条例のなかでお示しすることは、なじ
	体的根拠を示すべきである。		まないと考えています。
3 9	集合住宅は、犯罪発生件数も多く、子	1件	
	どもの事故も多い。高層住居は、流産		
	発生率が高かったり、子どもの心身の		
	成長や外出などさまざまな問題があ		
	り、高齢者や家族向けの良好な住宅に		
	ならない。これらリスクが存在するこ		
	とを条例に入れておくべき。建築主、		
	住戸所有者も上記リスクがあること		
	を住人に対し伝える義務を課すべき。		
4 0	一定以上の広い敷地の集合住宅では、	1件	確認済証交付の際に、建築主及び工事施工
	工事完了後に加え工事中も、道路部分		者あてに近隣への安全対策、路上駐車によ
	を歩行者が、段差、危険、恐怖心等無		る歩行者の安全確保に支障とならないよ
	く、バリアフリーに通行できるように		うにお知らせを配付するなど、指導してい
	する必要がある。		ます。
4 1	すべての用途地域で日照を確保し、良	1件	建築基準法により、日影規制の無い区域も
	好な既存住宅の保護を。		あります。日照の問題は、建築主と近隣の
			住民との話し合いによることになります。
4 2	1. 伊藤忠都市開発が事業主として事	1件	独立行政法人都市再生機構にお伝えして
	   業を行う、西ヶ原4丁目外大跡地のマ		まいります。
	ンション建設について。		
	北区が誘導するファミリー系のマ		
	ンションを UR が借地人として定期借		
			<u> </u>

	地権で事業主に貸して、マンション事		
	業を行う場合、建築期間を除き建物の		
	法定耐用年数を超えてはならない、と		
	いう縛りを持ってくることを望む。		
4 3	本件に限らず、役所職員のスキルアッ	1 件	職員一人一人のスキルアップを図るため、
	プを望む。担当部署に必要な資格は、		一層努力いたします。
	積極的に取得させて欲しい。		